

県民運動推進事業(CM 放映等)委託業務プロポーザル  
審査要領

(令和6年4月 17 日変更)

県民運動推進事業(CM 放映等)委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に  
定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「県民運動推進事業(CM 放映等)委託業務公募型プロポーザル募集要領」  
(以下「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は 100 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- |            |        |
|------------|--------|
| (1) 実施体制   | (15 点) |
| (2) 業務内容   | (65 点) |
| (3) 業務遂行能力 | (15 点) |
| (4) 経費見積   | ( 5 点) |

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催し  
ます。

(1) 日時、場所

令和6年5月 13 日(月)午後1時 30 分から  
高知県庁西庁舎1階 (高知市丸ノ内1-7-52)

(2) プレゼンテーション

- ①プレゼンテーションの時間は1社 20 分とします。
- ②順番は別途お知らせします。
- ③各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに  
対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて  
審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者  
と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に  
候補者と次点者を選定します。

## 審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
実施体制	事業を円滑に実施する運営体制となっているか。	15
業務内容	<p>〈CM 放映〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務目的とターゲットを踏まえ、適切な放送時間帯、本数が設定されているか。</li> </ul> <p>〈その他広報媒体を活用した広報計画〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS 等を活用し、ターゲットにどうアプローチしていくか独自のアイデアが盛り込まれているか。</li> <li>・CM 放映との相乗効果を生み出す仕組みが提案できているか。</li> </ul> <p>〈CM とその他媒体を含む全体の広報計画〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・効果検証と運用見直しの手法が具体的かつ実現可能か。</li> <li>・必要な作業等のノウハウ・知見があるか。</li> </ul>	65
業務遂行能力	滞りなく業務遂行ができ、信頼して事業運営を任せられるか。	15
経費見積	経費は企画提案内容に対して妥当な金額となっているか。	5